

# 労保連あいち

第 20 号

2015年9月

(一社)全国労働保険事務組合連合会愛知支部

〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル7F704号室

TEL 〈052〉561-5038 FAX 〈052〉563-0343

<http://www.aihoren.server-shared.com/> E-mail: [aichi.23@abeam.ocn.ne.jp](mailto:aichi.23@abeam.ocn.ne.jp)



東浦町・カワセミ

## 目 次

●第11回通常総代会が開催されました……………	2
●7月24日に臨時総代会開催されました……………	5
●年度更新を終えて……………	7
●平成27年度労働保険加入促進業務について……………	8
●愛知障害者職業センターのご案内……………	9
●雇用保険の届出にはマイナンバーの記載が必要です……………	10



(一社)全国労働保険事務組合連合会愛知支部

(一社)全国労働保険事務組合連合会愛知支部

## 第11回通常総代会開催される

第11回通常総代会が5月26日午後3時より、名古屋通信会館「菊の間」において盛大に開催されました。

代議員総数45名中、24名（委任状含む）が出席、来賓として愛知労働局の竹内聡総務部長、始め7名の方々のご臨席をいただきました。

通常総代会は、廣瀬副会長の司会により浅岡副会長の開会のことばで始まり、竹内会長が来賓並びに代議員、役員など、各位の出席のお礼を述べるとともに、「本連合会が、愛知労働局始め関係機関との連携のもと、加入事務組合を通して、労働保険適正加入促進事業や総コン事業など、組合員にとって必要な事業に積極的に取り組んできていること、また、会員皆様のご協力により、平成26年度事業も確実な実績をあげることができたこと、本連合会の役割である労働保険制度の普及に努めるとともに、総合コンピュータシステムの利用促進にも力を注いでまいりたいので、一層のご支援ご協力をお願いしたい」旨、あいさつしました。



(竹内会長挨拶)

ついで出席者の中から、ふそう労働保険事務協会の間瀬勝氏が議長に選任され、間瀬議長は就任あいさつの後、議事録署名人に、中部労基会・小寫招啓氏及び、きぬうら労務福祉協会・笠松弘子氏を選任し書記に事務局職員を指名後、議事に入りました。

今年度は役員改選があり、3議案となりました。

第1号議案 平成26年度事業報告並びに収支決算の承認について

第2号議案 平成27年度事業計画並びに収支予算の決定について

第3号議案 任期满了に伴う役員を選任について

以上の議案が提出され、第1号議案について事務局が議案内容について重点的説明を行った後、扶桑町商工会の鈴木洋監事からの監査結果の報告がありました。

議長が質問書が三人の代議員から届いているので事務局から質問書への回答をしたうえで質問をお受けすることを述べました。

第1号議案につき尾張社会保険労務協会の神戸敏治氏、中日労研の田畑儀弘氏及び豊田経営労務協会の正木克美氏よりの質問に答えます。

三人からの会場場所の誤表示、退職金の改正の件及び全保連代議員の再質問の後、丸の内会の市谷まり子氏よりの代議員の選考についての質問もありそれぞれに回答がされ、他に神戸敏治氏より常任理事会開催の件及び立和会の小島勇次氏より会員名簿の早急な発行について意見と津島地方労務協会の大橋道夫氏より総コン会計について質問がありました。



( 第11回通常総代会 )

議長は裁決を取り拍手多数で第1号議案を承認可決しました。

第2号議案について総括的に説明を事務局が行った後、提出された神戸敏治氏の質問に対して回答を行いました。

議長は再質問を問うと神戸氏は事業計画については賛成だが、収支予算は

反対と述べ、事務局は全保連とも協議の上での支出計画であり理事会でも承認されている旨回答しました。

議長は裁決を取り拍手多数としますが、「再度の決を採るべき」との声で、挙手採決と変更され、出席者及び委任状提出者24名のうち賛成7名となり結果第2号議案は否決されることになりました。「もう一度採決」という声も出ましたが、「一事不再議」の声が上がり、議長は不受理としました。

第3号議案は役員改選議案であり、別室での協議の後、提出された役員総勢31名が発表され、賛成多数により可決承認されました。

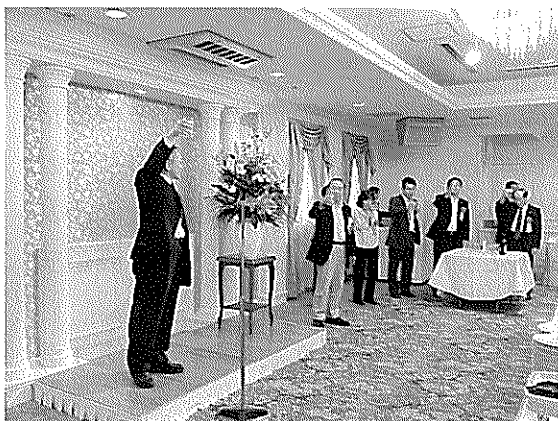
以上で議案審議が終了しました。

すべて終了したため、間瀬議長が議長席を降壇され、続いて竹内聡愛知知労働局総務部長の来賓祝辞をいただきました。他にご出席の6名の来賓の紹介がされ、そして祝電披露では全国連はじめ愛知県中小企業団体中央会、中部ブロック8支部より頂いた旨の披露がありました。



大内副会長の閉会のことばで第11回通常総代会 (竹内聡愛知労働局総務部長 祝辞) 会は閉会となりました。

通常総代会閉会后、別室にて出席者、来賓等による懇親会が開催されました。



(第11回通常総代会懇親会)

### <新役員のご紹介>

今回の総代会、理事会で選任されました新役員は以下の方々です。(敬称略)

会長	竹内一房	(知多織物工業協同組合 理事長)
副会長	五藤政尋	(木曾川商工会 会長)
	廣瀬博正	(愛知工業会 会長)
	浅岡哲也	(名古屋中央市場水産物協同組合 理事長)
常任理事	長谷川正己(愛知県パン協同組合)、丹羽誠(愛知県陶磁器工業組合)、松野一彦(東郷町商工会)、高取律男(大治町商工会)、鬼頭喜代志、(十五労研会)高藻啓充(親和労務経営管理協会)、山口民雄(ビジネスコンピュータ協会)、大川哲男(愛知県クリーニング生活衛生同業組合)	
理事	内藤啓一(岡崎石工団地協同組合)、大竹一弘(愛知県建具協同組合)、牧野孝彦(三河織物工業協同組合)、伊藤高潤(愛知県機械工具商業協同組合)、村上秀樹(愛知県電気工事業工業組合)、野口安廣(愛知県陶器瓦工業組合)、石原順二(高浜市商工会)、阿垣剛史(藤岡商工会)、長谷川清(名古屋奥親会)、犬塚伸行(三河労務経営管理協会)、蜂須賀正人(竜城経営協力会)、深谷雄二(西三河経営協力会)、市川育生(愛知県労務運営信託協会)、貝沼圭(愛知三河SR経営労務センター)、板平勇(名古屋南民主商工会)、安藤洋一(名古屋北部民主商工会)、	
監事	堀田忠彦(清州市商工会)、平松誠治(尾北織物工業協同組合)、田中洋(愛知中央SR経営労務センター)	

(一社)全国労働保険事務組合連合会愛知支部

## 臨時総代会が開催されました



(竹内会長 挨拶)

臨時総代会は、廣瀬副会長の司会により第11回通常総代会において、結審頂かなかった一議案について審議されました。議案書のほかに今回の臨時総代会における議案の説明書が特に添付され、先の総代会で提出される予定の会員名簿及び代議員の希望による会則が配られています。

竹内会長が来賓並びに代議員、役員など、各位の出席のお礼を述べるとともに、

「通常総代会において事務局及び執行部の運営の拙さにより再度の総代会開催となった旨の経緯が報告され、謝罪の言葉を述べました。

ついで出席者の中から、豊田経営労務協会の正木克美氏が議長に選任され、議事録署名人に、海部南運輸事業協同組合・宮松周一氏及び犬山社会保険協会・池田裕史氏を選任し書記に事務局職員を指名後、議事に入りました。

議長が質問書が三人の代議員から15項目届いているので事務局から質問書への回答をしたうえで質問をお受けすることを述べました。

第1号議案につき、きぬうら労務福祉協会の笠松弘子氏、尾張社会保険労務協会の神戸敏治氏及び中日労研の田畑儀弘氏よりの質問に事務局は答えました。

臨時総代会が7月24日(金)午後3時より、ダイヤビル2号館4階242会議室において開催されました。

代議員総数45名中、40名(委任状含む)が出席、来賓として愛知労働局の山田悟事務組合課課長、始め5名の方々のご臨席をいただきました。



(臨時総代会 会場風会)

質疑の中で動議も提出されましたが、採択には出席者中、賛成7、反対10で過半数に満たず否決されました。

議長は他に質問もなく採決に入りました。賛成が委任状含め29、反対が委任状含め7となり第1号議案は承認可決されました。

すべて終了したため、正木議長が議長席を降壇されました。

続いて来賓を代表して愛知労働局労働保険適用・事務組合課課長山田悟氏よりご祝辞をいただきました。他にご出席の4名の来賓の紹介がされ、そして愛知県中小企業団体中央会様よりの祝電披露がありました。

五藤副会長の閉会のことばにより平成27年度臨時総代会は閉会となりました。



(山田悟愛知労働局適用課長 祝辞)

### \* 平成27年度 実務担当者研修会のご案内 \*

と き 平成27年10月13日(火) 午後1時より4時半終了予定

ところ 名鉄ニューグランドホテル(名古屋駅新幹線口)

TEL 052-452-5511

名古屋市椿町6-9 名古屋駅新幹線口(太閤通側)より徒歩1分

テーマ 全国労保連労災保険およびマイナンバー制度について 他

平成27年度の事務局は下記の体制にて行ないます。従来同様よろしくお願ひします。

事務局長	大西一矢	総括
適正加入促進員	飯田由枝	担当：総システム
適正加入促進員	落合真弓	担当：会計業務
適正加入促進員	在間友子	担当：労働保険適正加入促進業務

総コン利用事務組合様へ

## 年度更新を終えて

### ※「申告済概算保険料」額のチェックは最優先項目です！

今年は、労働局の「局把握額リスト」の提供が遅くなったことも影響していると思いますが、帳票発行後に申告済概算保険料額の相違が原因で帳票再印刷を行った組合が例年以上に多くありました。チェック段階での見落としならまだしも、保険料額を照合することそのものをご存じない方もいらっしゃいました。

局への申告済概算保険料額と総コンに登録されている申告済概算保険料額の照合については、毎年年更説明会時やチェックリスト送付時に説明して確認をお願いしていることです。相違したまま年更作業を行ってしまうと、ほぼすべての帳票に影響が出てしまいます。総コンへの修正忘れを防ぐためにも労働局へ増・減訂正報告を出されたら、すぐに労保連へ委託事業場マスターのご提出をお願いします。

### ※LCのデータ送信は入力をした処理期間中に

LC利用の組合から、よく「入力した内容が反映していない」というご意見を頂きます。LCシステムは内部でカレンダー機能があり、皆様に配布してある総コンカレンダーと同じスケジュールがセットされています。委託事業場マスター（事業場情報の基本情報）などは、入力があった処理期間中（マスターの前回締切日の翌日から今回締切日まで）のデータを取り込んで送信されます。よって、入力をされましたら、必ず直近の締切日までにデータ送信をお願いします。

### 事務組合の登録情報の変更は必ずご連絡を

事務組合の代表者や住所等に変更があった場合、総コンの帳票に印字される兼ね合いから、「事務組合マスター」は比較的事務組合から自主的に提出頂けることもありますが、それだけでは愛知労保連、全国労保連が管理している事務組合名簿のデータを修正することは出来ません。統合様式第1号の名称・所在地等変更届をご提出下さい。また、国への口座振替納付制度を利用している組合で、労働保険料専用口座に変更が生じた場合、従来労保連を経由して変更届を労働局へ提出しておりましたが、昨年からは直接労働局へ提出して頂くことになりました。

## 平成27年度労働保険加入促進業務について

平成27年度は平成26年度の委託契約期間が2年間ということで、引き続き労働保険加入促進業務の実施をさせていただいております。

下記の点にご注意いただき、本年度も活動費申請をお願い致します。

### 加入奨励推進員証有効期限

有効期限が昨年度より2年間となっております。誤って破棄、あるいは紛失されると再発行には別途届が必要ですのでご注意ください。

特に紛失に関しては警察へ遺失届が必要となります。(手引P38参照)

### 申請対象期間

年度内活動分は年度内のみ受付可能です。

・調査説明費申請対象：平成27年4月1日～平成28年3月31日までの訪問分

・成功報酬費申請対象：平成27年4月1日～平成28年3月31日の間の手続分

なお成功報酬費においては保険関係成立日ではなく、手続きをした日付（行政の受理印の日付）で判断します。（遡及適用も申請可能）

### 申請用紙について

様式第4号…特に変更はありません。

・複数の末尾が成立の場合も1枚の提出で結構です。

様式第5号…税率および消費税金額を記入する欄があるものをご使用ください。  
 ・「平成 年度 月分として」の欄は実際に申請用紙を提出する月をご記入下さい。  
 ・成功報酬費支給申請欄の合計件数未記入が多く見られますので、記入漏れのないようお願い致します。

### ～成功報酬費の添付書類について～

必要添付書類は下記のとおりです。

	① 成立届	② 事業所 設置届	③被保険者 資格取得等 確認通知書
両保険	○	○	○
労災のみ	○		
雇用のみ	○	○	○

- ① 保険関係成立届の写し
- ② 適用事業所設置届事業主控の写し
- ③ 被保険者資格取得等確認通知書(事業主控)の写し

添付書類が不足しているケースが多く見受けられます。上記3種類は必ず提出をお願い致します。

特に③は事業主にお渡しする前に写しを取っておいてください。他の書類では代用できません。

・提出は全てA4サイズをお願いします。  
 （成立届は81%に縮小コピーしてください。）

### 申請対象は…

- ・成功報酬費の申請対象は新規成立に限ります。
- ・委託の際に労災のみから両保険になった場合の雇用保険部分は新規成立とみなします。
- ・一旦委託解除をしたが、再度成立した保険関係も申請可能です。

全ての活動費は事業場を実際に訪問していないと支給申請出来ません。

推進員の皆様の活動が次年度の契約に結び付きます。多くの推進員の申請をお待ちしております。



## 障害者職業生活相談員資格認定講習のお知らせ

従業員数50名以上の企業には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、障害者の雇用義務に合わせて、5人以上の障害のある従業員の方が働いている事業所ごとに、「障害者職業生活相談員」を選任し、所轄のハローワークに届出をした上で、職業生活の相談・指導を行うことも義務づけられています。高年齢・障害者・求職者雇用支援機構愛知支部では、今年度も、資格認定講習を実施致しますので、是非ご活用下さい。いずれも定員は150名、参加費用は無料です。

【日程】第1回 H27.9/29-30 第2回 H27.11/26-27 第3回 H28.1/21-22

【会場】名古屋国際センター 別棟ホール（地下鉄国際センター駅直上）

参加資格等詳細は、独立行政法人高年齢・障害者・求職者雇用支援機構 HP をご覧下さい。申込書もダウンロードできます。

[http://www.jeed.or.jp/location/shibu/aichi/23\\_ks.html](http://www.jeed.or.jp/location/shibu/aichi/23_ks.html)

<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/aichi/download/aich-koushuu.pdf>

独立行政法人高年齢・障害者・求職者雇用支援機構

愛知支部 高年齢・障害者業務課 広報・啓発業務担当

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階

電話 052(533)5625 FAX 052(533)5628

事業主の皆さまへ

平成28年1月から

# 雇用保険の届出にはマイナンバーの記載が必要となります

## 1. マイナンバー制度の概要

- ◆ 社会保障・税制度の効率性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されます。
- ◆ 平成27年10月から、マイナンバー（個人番号）・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- ◆ 雇用保険関係では、被保険者資格取得届などに個人番号を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
- ◆ 今後、個人番号をキーにした事務処理を行うことにより、行政事務の効率化や雇用保険業務の適正な運営を行うことを目的としています。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## 2. 個人番号の記載が必要となる届出

- ◆ 個人番号は、社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続に使用する番号で、雇用保険業務では被保険者の資格取得や確認、給付などに利用します。
- ◆ 雇用保険業務においては、
  - ・平成28年1月から、被保険者資格取得届・資格喪失届などに個人番号※を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
  - ・在職者の個人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。
  - ※ ハローワークから事業主に返戻する書類には個人番号は記載されません。
- ◆ 様式一覧（事業主提出用）
  - ① 雇用保険被保険者資格取得届、② 雇用保険被保険者氏名変更・喪失届
  - ③ 高齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高齢雇用継続給付支給申請書※
  - ④ 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書※ ⑤ 介護休業給付金支給申請書※
  - ※ 事業主が提出する場合には労使間で協定を締結することが必要です。

### <個人番号の記載が必要となる様式の例>

※ 様式案は現時点(27年7月)版です。また、裏面に記載のアドレスに様式案を掲載しています。

#### ● 雇用保険被保険者資格取得届 (平成28年1月1日以降届出分)

被保険者の  
「個人番号」欄が  
追加されます。

#### ● 高齢雇用継続給付受給資格確認票・ (初回) 高齢雇用継続給付支給申請書 (※) (平成28年1月1日以降届出分)

被保険者の  
「個人番号」欄が  
追加されます。

※外国人の氏名のアルファベット表記など、今後様式の変更があります。

※事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結した上で、できるだけ事業主の方に提出していただくこととしています。

(裏面へ)

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL270731保01

### 3. 個人番号の収集にあたっての留意事項

- ◆事業主は、被保険者資格取得届などの届出にあたり、従業員から個人番号を収集する場合には、事前に本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認をすることが必要です。
- ◆具体的には、個人番号カードによる確認または通知カードと写真付き身分証明書（運転免許証など）による確認が必要です。
- ◆加えて、マイナンバーを含む個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止などの安全管理措置の実施や特定個人情報を委託先に提供するときには、委託先の適切な監督などの措置が必要です。  
※ 詳細は、内閣官房「社会保障・税番号制度ホームページ」の「マイナンバーガイドライン」や「よくある質問」などを参照してください。

### 4. 法人番号の記載が必要となる届出

法人番号は、個人番号とは異なり、原則として公表され、自由に利用ができる番号です。

- ◆雇用保険業務において、
  - ・平成28年1月から、事業所設置届などに法人番号を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
  - ・また、既に適用事業所となっている事業所（個人事業主を除く）の法人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。
- ◆様式一覧（事業主提出用）
  - ①雇用保険適用事業所設置届、②雇用保険適用事業所廃止届
  - ※ 下面に記載のアドレスに様式案を掲載しています。なお、個人事業主の場合は記載の必要はありません。

### 5. 電子申請による届出

- ◆個人番号を記載した雇用保険手続の届出を郵送などにより行う場合には、個人情報の漏えいのリスクが発生することから、個人番号の安全管理のためにも、電子申請による届出をお願いします。（郵送の場合は書留郵便による届出が原則）
- ◆電子申請にあたり電子証明書を取得していない場合には、事業主個人または事業主が指定する従業員の電子証明書機能付きの個人番号カードによる電子申請も可能ですので、ぜひ、この機会にご利用をお願いします。

電子申請 事前準備マニュアル

### <マイナンバー制度の詳細とお問い合わせ先>



#### 制度の詳細

- ・内閣官房「マイナンバー 社会保障・税番号制度ホームページ」  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ・厚生労働省「社会保障・税番号制度ホームページ（社会保障分野）」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>
- ・雇用保険手続の届出様式案  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

マイナンバー



#### 制度のお問い合わせ

マイナンバーコールセンター **0570-20-0178**

（平日9時30分～17時30分）  
（土日祝日・年末年始を除く）

平成29年7月以降、一部の特定求職者雇用開発助成金、障害者雇用促進助成金の申請に際しても、個人番号を利用することを予定しています。詳細については、追ってご案内します。

# 全国労保連 労働災害保険

手続き  
簡単

労働災害への備えはできていますか。

従業員の、労災事故についての政府労災保険の上乗せ補償制度です。

保険料の  
割引制度も  
あります。

 一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会